平成２３年（フ）第５６１号
埼玉県幸手市東４丁目４番24号
債務者　インテリアフタワこと　新井　和夫
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　誉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
滋賀県甲賀市水口町下山693番地284、申立時の住所滋賀県湖南市三雲441番地
債務者　安田運送こと　安田　友春
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１７３号
大阪市東住吉区桑津４丁目13番19号
債務者　吉野　晃弘
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　豊
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９号
滋賀県長浜市湖北町尾上21番地
債務者　小澤　隆也
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
滋賀県米原市井之口639番地
債務者　平井あつ子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
函館市美原２丁目19番１号
債務者　鈴木　友恵（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１６７号
北海道松前郡松前町字月島173番地
債務者　中澤　飛鳥
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１１号
秋田県雄勝郡羽後町杉宮字宿９番地
債務者　篠木　英雄
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１２号
秋田県雄勝郡羽後町杉宮字宿９番地
債務者　篠木　征子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第５６号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野1988番地８
債務者　河合　常隆
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第４７２号
さいたま市中央区本町東７丁目８番３―406号
債務者　猪越　晃代
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４５号
埼玉県富士見市水谷１丁目12番地５　藤ハイツ103
債務者　竹林　　毅
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１０１号
埼玉県川越市大字久下戸１番地１　川越久下戸団地４号棟602号室
債務者　東方　衣利
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１６８号
埼玉県川越市大字大塚新田619番地48　ハイムハピネスＣ―208号室
債務者　藤本　哲矢
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２１４号
埼玉県飯能市大字岩沢553番地の８
債務者　関口　圭子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２１７号
埼玉県狭山市柏原3612番地の12
債務者　宮寺　里佳（旧姓大坪）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１２号
山口県宇部市野原２丁目５番13―102号、旧住所北九州市小倉北区黄金２丁目６番９―710号
債務者　児玉　希美
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第８９号
群馬県高崎市新町1236番地８　県営117号
債務者　安井　弘子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部